

定期支払制度について（お知らせ）

（川崎市病院事業）

川崎市病院事業におきましては、川崎市一般会計の処理に準じて、定期支払制度を導入しています。

定期支払を利用できる条件

- ① 年度内の支払回数が3回以上のもの
- ② 支払時期及び支払金額をあらかじめ確定していること
- ③ 支払を受ける債権者の口座が登録されていること

定期支払利用の手続

- ① 「定期支払申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、担当課に提出してください。
※別紙「定期支払申込書記載例」を参照してください。
- ② 申込内容を審査のうえ、定期支払金として登録します。

定期支払利用によるメリット

定期支払申込書の提出をもって年度内の全ての支払にかかる請求書の提出があったものとみなしますので、手続完了後は支払期ごとの請求書の提出は不要となります。

年度途中での内容変更

定期支払登録を変更する場合は、変更内容を記した「定期支払申込書」を改めて提出してください。

その他

- ・ 当初、通常の支払方法で支払っていたものでも、年度途中から定期支払にすることができます。
- ・ 複数年契約（5年リース契約等）の場合も定期支払申込書は毎年提出してください。
- ・ 契約の相手方（業務の執行課）へご提出ください。

問い合わせ先
病院局経営企画室経理担当
電話 044(200)3856